

証券コード 524A

2026年8月14日

(電子提供措置の開始日 2026年8月6日)

株主各位

山口県山口市黒川400番地1
株式会社田村ビルズグループ
代表取締役 田村 伊幸

第13期定時株主総会招集のご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知いたします。本株主総会の株主総会参考書類等（委任状用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は電子提供措置をとっております。

【当社ウェブサイト】<https://tamura-builds.co.jp/ir/>

上記の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト】<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「田村ビルズグループ」または「コード」に「524A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、後記の参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、2026年8月28日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年8月31日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 山口県山口市黒川400番地1
当社本店会議室

3. 会議の目的事項

＜報告事項＞ 第13期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の事業報告の内容の報告の件

＜決議事項＞

第1号議案 第13期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の計算書類の承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 取締役の報酬等の額の件

第6号議案 監査役の報酬等の額の件

以上

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の以下の当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://tamura-builds.co.jp/>

事業報告

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や持ち直しつつある個人消費、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調となっております。一方で、地政学リスクの継続、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、金利・為替の変動等、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループが属する住宅・不動産業界及び産業廃棄物処理業界におきましても、建設資材の価格上昇、燃料・エネルギーコストの上昇、人件費の高騰といった影響が継続しており、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。当社グループはこうした環境下においても、持続的な成長と企業価値向上を目指し、建築・不動産事業においては「ALL LIVING」を事業コンセプトに掲げ、住まいに関するサービスをワンストップで提供する体制を構築し、顧客満足度及びLTV（顧客生涯価値）の向上に取り組んでおります。また、環境リサイクル事業においては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理・最終処分に至るまでの一貫体制を社内にて整備し、排出事業者が安心して処理を委託できるサービス体制を強化しております。これにより、安定した取引基盤の構築と収益性の改善を図っております。

当事業年度の売上高は843,636千円（前年同期比20.6%増加）、営業利益は326,019千円（同13.7%増加）、経常利益は295,047千円（同6.9%増加）、当期純利益は295,131千円（同9.2%増加）となりました。

(2) 資金調達等の状況

当事業年度において、運転資金として、金融機関より短期借入金13,509,700千円、長期借入金1,230,000千円及び社債350,000千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産）は81,852千円で、その主な内訳は建設仮勘定58,325千円（タムラエンバイロの倉庫電気設備・シャッター改修工事等）、土地9,161千円（宇部店駐車場用地等）、工具、器具及び備品7,153千円（福岡本社備品等）、構築物4,000千円（宇部店駐車場舗装工事）等であります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

	第10期 2023年5月期	第11期 2024年5月期	第12期 2025年5月期	第13期 2026年5月期 (当事業年度)
売上高	394,883	535,191	699,476	843,636
経常利益	72,369	156,560	276,099	295,047
当期純利益	86,375	226,002	270,233	295,131
1株当たり当期純利益	86円38銭	226円00銭	270円23銭	295円13銭
総資産	4,966,784	5,639,443	5,442,469	8,009,811
純資産	567,389	795,362	1,066,039	1,357,061

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、安定的な収益基盤を確立すること、顧客が要求する高品質なサービスのニーズを最大限満たしていくこと、これらを実現するために更なる経営管理機能の強化を図ってまいります。そのため、次の事項に対処すべき課題と認識し、対処してまいります。

①人材の確保

当社及び当社グループの今後の成長を見据え、新卒採用、中途採用ともに優秀な人材の確保が必要だと考えております。そのために、採用チームの強化、採用ブランディングの強化、採用マーケティングの強化に取り組めます。また複数の人材紹介会社との積極的なコミュニケーションやリファラル採用の推進などにより中途採用の強化にも取り組めます。入社後の育成は社内研修の他に様々な社外研修を取り入れながら人材育成に取り組めます。

②資金調達の拡充

当社及び当社グループは現在、既存金融機関の協力体制により潤沢な資金調達が可能となっていますが、今後の事業成長に伴いさらなる資金調達の必要性が考えられます。既存金融機関の融資枠拡充や、新たな取引金融機関の開拓、また新たな資金調達手法にも取り組んでいきます。

③経営管理機能の強化

当社及び当社グループは今後の事業拡大に伴い組織拡大をしていく上で、さらなる内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンス体制の強化が必要だと考えています。そのため、組織体制の整備、内部監査体制の整備と運用強化、取締役会の充実などを図ってまいります。

(6) 主要な事業内容

①建築・不動産事業

- ・不動産売買仲介事業
- ・中古不動産買取再販事業
- ・新築事業
- ・投資用アパート販売事業
- ・賃貸仲介・賃貸管理事業
- ・建築・足場事業
- ・不動産ファンド事業
- ・不動産テック事業

②環境・リサイクル事業

- ・産業廃棄物の収集・処理事業

(7) 主要な事業所

山口本社：山口県山口市

福岡本社：福岡市中央区

(8) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

従業員数(名)	前期末比増減数	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
87 (13)	15 (5)	28.2	4.2

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
(株)田村ビルズ	100,000千円	100%	建築・不動産事業
(株)LFBレジデンシャル (注)	3,000千円	100%	建築・不動産事業
タムラエンバイロ(株)	30,000千円	100%	環境リサイクル事業
(有)キャロットたむら	8,000千円	100%	環境リサイクル事業

(注) 2026年6月より、(株)ふたば不動産から社名変更しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年5月31日現在）

借入先	借入額（千円）
(株)山口銀行	1,336,933
(株)商工組合中央金庫	612,027
(株)福岡銀行	597,732
(株)三菱UFJ銀行	489,784
(株)肥後銀行	349,200
萩山口信用金庫	255,694
(株)伊予銀行	253,478
(株)西日本シティ銀行	246,586
(株)西京銀行	236,634
日本政策金融公庫	221,527
(株)広島銀行	143,300
(株)佐賀銀行	139,500
(株)みずほ銀行	134,150
(株)筑豊銀行	117,500
西中国信用金庫	100,000
(株)中国銀行	100,000
(株)熊本銀行	24,282
(株)大分銀行	22,800

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項 (2026年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,000,000株

(3) 株主数 4名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
田村 伊幸	350,000株	35.00%
(株TMR	350,000株	35.00%
田村 英子	299,800株	29.98%
(株And DOホールディングス	200株	0.02%

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項 (2026年5月31日現在)

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2023年5月26日	2024年5月30日
新株予約権の数		320個	430個
目的となる株式の種類及び数		普通株式 32,000株	普通株式 43,000株
新株予約権1個当たりの払込金額		一円	一円
行使時1株当たりの払込金額		855円	1,025円
権利行使期間		自 2025年5月27日 至 2033年4月26日	自 2026年5月31日 至 2034年5月21日
行使条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	60個
		目的となる株式数	6,000株
		保有者数	2名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 行使条件は以下の通りであります。

1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - a. 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - b. 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。
 - d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年5月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田村 伊幸	—
取締役	河村 英治	(株)田村ビルズ代表取締役
取締役	與国 忍	—
監査役	島田 直行	島田法律事務所代表
監査役	吉谷 一成	吉谷一成公認会計士事務所代表 山口県事業承継アドバイザー(株)代表取締役

(注1) 島田直行氏、吉谷一成氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 吉谷一成氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外役員との間で締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(7) 役員の報酬等の額

区分	支給 人数 (人)	報酬等の種類別の額 (千円)				摘要
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	計	
取締役 (うち社外取締役)	3 (一)	55,874 (一)	—	—	55,874 (一)	
監査役 (うち社外監査役)	2 (2)	3,600 (3,600)	—	—	3,600 (3,600)	
計	5 (2)	59,474 (3,600)	—	—	59,474 (3,600)	

- (注1) 取締役会は、代表取締役社長田村伊幸氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるための措置として、当社が定める「取締役報酬規程」に基づき、役職ごとの算定基準及び業績貢献度を勘案して客観的に決定することとしております。
- (注2) 取締役の報酬限度額は、2025年8月29日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は3名であります。
- (注3) 監査役の報酬限度額は、2025年8月29日開催の定時株主総会において、年額10百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）であります。

(8) 社外役員の主な活動状況に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
監査役	島田 直行	当事業年度に開催された取締役会には20回中20回出席いたしました。弁護士としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会において適宜適切な発言を行っております。
監査役	吉谷 一成	当事業年度に開催された取締役会には20回中20回出席いたしました。公認会計士・税理士、また経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会において適宜適切な発言を行っております。

- (注1) 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議を7回行っております。
- (注2) 島田直行氏は島田法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社は同事務所との商取引関係はありません。
- (注3) 吉谷一成氏は吉谷一成公認会計士事務所の代表及び山口県事業承継アドバイザー(株)の代表取締役を兼務しておりますが、当社はこれらの事務所・企業との商取引関係はありません。

(9) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、「TAMURAフィロソフィ」としてまとめた「人として正しいことを行う」という考え方に基づき、社内一体化を図りながら、事業活動を行っています。株主の皆様の権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。株主、お客様、取引先等を含むすべてのステークホルダーの皆様との対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーの皆様の期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。それらを実現するために、以下会議体を設置し、その充実に努めてまいります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要

内部統制システムの構築は企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行においては、社内規程で責任部門・執行手続を定めるとともに、「職務権限規程」で決裁権限を明確化します。また、監査役による業務執行の妥当性・適法性に関するチェックの他、内部監査担当者及び外部監査法人による業務監査・会計監査をあわせて実施します。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要な文書等に関しては、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理いたします。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業リスク(経営目標を阻害する恐れのある不確実性を伴う事象や行為)を認識・理解し、コントロールするため、全役職員が行動する企業風土の構築及び体制の確立が当社のリスク管理の基盤となっております。リスク管理の徹底を図るため、想定しうる事業リスクを的確に把握・評価し、積極的に経営戦略の中に取組んでいく必要があるという認識に立ち、情報の共有化と経営体制の強化に繋げております。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務分掌を明確化し、権限分配により職務執行の効率化を図るとともに、取締役会の監督機能を強化する一方、迅速なる経営戦略・方針等の意思決定を行います。

[5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。コンプライアンス体制の基本として、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンスに関する全社の方針、行動規範を遵守し、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

[6] 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の組織・担当者は置いておりませんが、「監査役監査基準」を制定し、監査上の必要があるときは内部監査担当者等に報告を求め、又は特定事項の調査を依頼することができるよう定めております。

[7] 上記 [6] の取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の上記

[6] の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者を置く場合は、取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意の上、取締役会において決定します。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、その指示に関する限りにおいては、他の取締役の指揮命令は受けないものとします。

- [8] 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとしています。また、監査役は、必要に応じて当社の業務執行状況について取締役又は使用人に報告を求めることができます。

- [9] 上記 [8] の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告に関しては、内部通報に係る報告以外であっても、通報者保護の基本原則を遵守し、当該報告を行った当社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。

- [10] 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- [11] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役設置会社であります。監査役2名（うち社外監査役2名）により構成され、月に1回以上監査役による協議を実施して監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令順守の状況を確認しております。

また、当社の内部監査は、内部監査担当者が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

なお、内部監査担当、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで実効的かつ効率的な三様監査を実施できる体制になっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

- [1] 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

- [2] コンプライアンス

当社は、当社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款並びに諸規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は、当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告・相談するための体制を設けており、この報告・相談体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

- [3] 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

第13期

事業報告の附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく附属明細書)

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1. 会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告の4. 会社役員に関する事項の箇所に記載の通りであります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	6,029,587	流動負債	3,213,489
現金及び預金	267,003	短期借入金	2,318,000
売 掛 金	46,881	関係会社短期借入金	340,000
未 収 入 金	556,478	1年以内償還予定の社債	37,400
関係会社短期貸付金	5,118,850	1年以内返済予定の長期借入金	391,556
前 払 費 用	32,924	未 払 金	69,569
そ の 他	7,449	未 払 費 用	12,266
		未払法人税等	142
		未払消費税等	4,490
		賞与引当金	32,660
		そ の 他	7,402
固定資産	1,980,224	固定負債	3,439,261
有形固定資産	527,521	社 債	765,200
建 物	165,307	長期借入金	2,671,570
建物附属設備	61,822	資産除去債務	2,004
構 築 物	42,167	繰延税金負債	486
車両運搬具	14,857		
工具、器具及び備品	12,466	負 債 合 計	6,652,750
土 地	222,131	(純資産の部)	
建設仮勘定	8,364	株主資本	1,358,679
そ の 他	403	資 本 金	1,000
投資その他の資産	1,452,702	利 益 剰 余 金	1,357,679
関係会社株式	379,387	その他利益剰余金	1,357,679
投資有価証券	22,358	別 途 積 立 金	45,000
関係会社長期貸付金	1,021,601	繰越利益剰余金	1,312,679
差入保証金	16,533	評価・換算差額等	△1,617
そ の 他	12,822	その他有価証券評価差額金	△1,617
		純 資 産 合 計	1,357,061
資 産 合 計	8,009,811	負債・純資産合計	8,009,811

損 益 計 算 書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		843,636
売 上 総 利 益		843,636
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		517,617
営 業 利 益		326,019
営 業 外 収 益		81,796
受 取 利 息 及 び 配 当 金	80,351	
そ の 他	1,444	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88,654	
支 払 手 数 料	24,112	112,767
経 常 利 益		295,047
税 引 前 当 期 純 利 益		295,047
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	142	
法 人 税 等 還 付 額	△156	
法 人 税 等 調 整 額	△69	△83
当 期 純 利 益		295,131

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
		別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1, 000	45, 000	1, 017, 547	1, 062, 547	1, 063, 547	2, 492	2, 492	1, 066, 039
当期変動額								
当期純利益			295, 131	295, 131	295, 131			295, 131
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—	—	△4, 110	△4, 110	△4, 110
当期変動額合計	—	—	295, 131	295, 131	295, 131	△4, 110	△4, 110	291, 012
当期末残高	1, 000	45, 000	1, 312, 679	1, 357, 679	1, 358, 679	△1, 617	△1, 617	1, 357, 061

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建	物	10～47年			
建物附属設備		8～10年			
構	築	物	15～40年		
車	両	運	搬	具	2～8年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき、当期に対応する金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

経営管理に係る収益は、主に子会社の管理業務によるものであり、子会社との管理業務契約に基づいて契約期間にわたり間接業務に係るサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を認識しております。経営管理に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金	80,000千円
建物	70,365千円
土地	93,200千円
計	243,565千円

(上記に対応する債務)

短期借入金	1,045,200千円
1年内返済予定長期借入金	202,678千円
長期借入金	1,941,893千円
計	3,189,772千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 142,093千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,726,477千円
長期金銭債権	1,021,601千円
短期金銭債務	346,332千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	859,241千円
営業取引以外の取引高の総額	82,031千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数：普通株式 1,000,000株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数：普通株式 一株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、そのほとんどが営業取引に係るもので、金融機関からの借入により資金調達をおこなっており、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	22,358	22,358	—
資産計	22,358	22,358	—
社債（1年内償還予定を含む）	802,600	753,580	△49,019
長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,063,127	3,032,618	△30,508
負債計	3,865,727	3,786,199	△79,528

(注)「現金及び預金」及び「売掛金」及び「買掛金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	㈱田村ビルズ	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 配当の受取 役務の提供 役員の兼任	資金の貸付	1,503,850	関係会社短期貸付金	1,121,199
				資金の回収	1,439,225	関係会社長期貸付金	238,166
				利息の受取	21,549	未収入金	10,586
				配当金の受取	350,000	未収入金	350,000
				コンサル料等の受取	156,281	未収入金等	71,037
				当社の銀行借入に対する担保提供（注3）	937,904	—	—
	㈱ふたば不動産	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役務の提供	資金の貸付	3,062,963	関係会社短期貸付金	3,997,651
				資金の回収	1,143,400	関係会社長期貸付金	758,127
				利息の受取	55,925	未収入金	29,739
				コンサル料等の受取	61,462	未収入金等	17,357
				当社の銀行借入に対する担保提供（注3）	2,258,917	—	—
	タムラエンバイロ㈱	(所有) 直接 100.0%	配当の受取 役務の提供	資金の借入	340,000	関係会社短期借入金	340,000
				資金の返済	—	関係会社長期借入金	—
				利息の支払	3,875	未払費用	2,125
				配当金の受取	100,200	未収入金	100,200
				コンサル料等の受取	75,157	未収入金等	17,359
	㈱キャロット たむら	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役務の提供	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	—
				資金の回収	50,000	関係会社長期貸付金	25,308
				利息の受取	680	未収入金	112
				配当金の受取	10,000	未収入金	—
				コンサル料等の受取	89,629	未収入金等	11,232

(注1) 貸付金の利息は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) コンサル料（経営指導料）は、業務内容を勘案して決定しております。

(注3) 担保に供している資産の内訳は以下の通りであります。

会社	㈱田村ビルズ	㈱ふたば不動産
販売用不動産 (千円)	770,770	2,154,079
仕掛販売用不動産 (千円)	38,526	104,837
土地 (千円)	128,607	—
計 (千円)	937,904	2,258,917

(注4) ㈱ふたば不動産は、2026年6月より㈱LFBレジデンシャルへ社名変更しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,357円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 295円13銭 |

第13期

計算書類に係る附属明細書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	期末減価償却 累計額又は償 却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 帳簿価格 (千円)
有形固 定資産	建物	195,010	11,938	—	206,949	41,641	6,744	165,307
	建物附属設備	39,900	36,035	—	75,935	14,112	4,289	61,822
	構築物	45,586	4,000	—	49,586	7,418	3,126	42,167
	機械及び装置	16,202	—	—	16,202	15,799	202	403
	車両運搬具	40,605	—	—	40,605	25,748	10,656	14,857
	工具、器具及び備品	14,225	12,353	2,144	24,434	11,967	3,932	12,466
	リース資産	25,405	—	—	25,405	25,405	4,170	—
	土地	212,970	9,161	—	222,131	—	—	222,131
	建設仮勘定	—	58,325	49,960	8,364	—	—	8,364
	有形固定資産計	589,906	131,813	52,105	669,615	142,093	33,122	527,521
無形固 定資産	ソフトウェア	4,055	—	—	4,055	4,055	—	—
	無形固定資産計	4,055	—	—	4,055	4,055	—	—

(注) 主な増加の理由

建設仮勘定：タムラエンバイロ倉庫電気設備37,658千円、同第2工場シャッター改修工事9,306千円等

建物附属設備：タムラエンバイロ第2工場電気設備34,235千円等

2. 引当金の明細

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)
賞与引当金	27,205	32,660	27,205	32,660

(注) 引当金の計上の理由及び額の算定方法は、計算書類の個別注記表「重要な会計方針に係る事項 引当金の計上基準」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	59,474	
給与手当	295,389	
賞与	26,089	
賞与引当金繰入額	36,242	
法定福利費	58,733	
福利厚生費	10,767	
出向者負担金	△288,652	
運賃	32	
事務用品費	5,733	
賃借料	22,591	
自動車費	26,055	
保険料	1,561	
修繕維持費	71	
租税公課	19,938	
減価償却費	33,122	
通信費	2,932	
会議費	2,024	
水道光熱費	2,055	
支払手数料	65,769	
新聞図書費	932	
旅費交通費	6,295	
広告宣伝費	59,616	
交際接待費	774	
諸会費	527	
寄付金	200	
消耗品費	946	
リース料	1,066	
コンサル料	17,892	
人材教育研修費	3,233	
人材採用費	44,597	
利息費用	8	
雑費	1,592	
計	517,617	

監査報告書

私たちは、2025年6月1日から2026年5月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私たちは、取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料等の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年7月30日

株式会社田村ビルズグループ

監査役 島田 直行

監査役 吉谷 一成

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社田村ビルズグループ 代表取締役 田村 伊幸

2. 議案及び参考情報

第1号議案 第13期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の計算書類の承認の件

会社法第438条第2項の規定に基づき、当社第13期の計算書類の承認をお願いするものであります。議案の内容は、添付書類（14頁から20頁まで）に記載の通りであります。

取締役会といたしましては、第13期計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築と、経営責任の明確化及び株主の皆様
の信任の機会の増加による、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として、取締
役の任期を1年に変更するものであります。
- (2) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、経営体制の透明
性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るべく、監査役会を設置す
るとともに、監査役の員数を3名以上5名以内とするため、第31条（常勤の監査役）、第
32条（監査役会の招集）、第33条（監査役会規程）を新設、第5条（機関構成）及び第29
条（監査役の員数及び選任）の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記条文の新設・削除に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、第22条（代表取
締役及び役付取締役）、第24条（取締役会の招集通知）及び第27条（取締役の報酬等）に
ついて、一部字句の整理等所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次の通りであります。（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第1条～第4条（条文省略） 第5条（機関構成） 当社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>取締役会及び監査役</u> を置く。	第1条～第4条（現行通り） 第5条（機関構成） 当社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>次の機関</u> を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u>
第6条～第20条（条文省略） 第21条（取締役の任期） 1 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 （条文省略） 第22条（代表取締役及び役付取締役） 1 （条文省略） 2 （条文省略） 3 取締役会は、その決議により、取締役の中 から取締役1名、取締役副社長、専務取締 役及び常務取締役各若干名を定めることが できる。	第6条～第20条（現行通り） 第21条（取締役の任期） 1 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 （現行通り） 第22条（代表取締役及び役付取締役） 1 （現行通り） 2 （現行通り） 3 取締役会は、その決議により、取締役の中 から取締役 <u>会長</u> 1名、取締役副社長、専務 取締役及び常務取締役各若干名を定めるこ とができる。
第23条（条文省略） 第24条（取締役会の招集通知） 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前まで に各取締役及び監査役に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。 2 （条文省略） 第25条～第26条（条文省略） 第27条（取締役の報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決 議によって定める。	第23条（現行通り） 第24条（取締役会の招集通知） 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前まで に各取締役及び <u>各</u> 監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。 2 （現行通り） 第25条～第26条（現行通り） 第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、 <u>賞与その他の職務執行の対価と</u> <u>して当会社から受ける財産上の利益及び退職慰</u> <u>労金</u> は、株主総会の決議によって定める。
第28条（条文省略）	第28条（現行通り）

現行定款	変更案
第5章 監査役 第29条（監査役の員数及び選任） 1 監査役の員数は<u>3名以内</u>とする。 2 （条文省略） 第30条（条文省略） （新設） （新設） （新設） 第31条～第37条（条文省略）	第5章 監査役及び監査役会 第29条（監査役の員数及び選任） 1 監査役の員数は<u>3名以上5名以内</u>とする。 2 （現行通り） 第30条（現行通り） 第31条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定するものとする。</u> 第32条（監査役会の招集） 1 <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u> 第33条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u> 第34条～第40条（条数繰り下げ、条文は現行通り）

第3号議案 取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、これまでの当社の発展への貢献及び今後の経営体制の継続性・安定性を考慮し、引き続きその職務をお願いしたく、現任の取締役3名を重任候補者とするとともに、取締役会の一層の強化・充実を図り、取締役による業務執行に対する監督強化及び経営の透明性・公正の向上を図る目的として、社外取締役1名を新任候補者とし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役並びに社外取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	田村 伊幸 (1969年4月19日) 再任	1995年4月	田村建材(株) (現(株)田村ビルズ) 入社	普通株式 700,000株 (注)
		1999年3月	同社取締役	
		2007年1月	タムラエンバイロ(株)取締役	
		2014年1月	(株)たむらホールディングス (現当社) 代表取締役 (現任)	
2	河村 英治 (1978年3月4日) 再任	2005年4月	田村建材(株) (現 (株)田村ビルズ) 入社	—
		2017年7月	(株)田村ビルズ取締役	
		2018年6月	タムラエンバイロ(株)代表取締役 (株)たむらホールディングス (現当社) 取締役	
		2020年2月	(有)双葉不動産 (現(株)LFB レジデンシャル) 代表取締役	
		2021年6月	(株)山口住宅代表取締役	
		2022年12月	(株)エコハウス代表取締役	
		2025年4月	(株)田村ビルズ代表取締役 (現任) 当社取締役専務執行役員 (現任)	
3	與国 忍 (1978年10月10日) 再任	2008年5月	タムラエンバイロ(株)入社	—
		2021年6月	(株)たむらホールディングス (現当社) 取締役	
		2025年4月	当社取締役執行役員 (現任)	
4	辻 泰崇 (1987年9月11日) 新任	2011年1月	永昌監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 入所	—
		2014年8月	公認会計士登録	
		2015年6月	公認不正検査士登録	
		2016年4月	有限責任監査法人トーマツ入所	
		2018年10月	辻公認会計士・税理士事務所設立、代表 (現任)	
		2022年12月	TAF コンサルティング(株)設立、代表取締役 (現任)	
		2024年7月	ハンワホームズ(株)社外取締役	
		2026年4月	サクラテック(株)社外取締役 (現任)	
		2026年5月	ハンワホームズ(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)	
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要		
		公認会計士・税理士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有していること、また、会社経営者としての幅広い見識を有していることから、多角的な視点による適切な助言、提言をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。		

(注1) 所有株式数には資産管理会社における保有分（普通株式350,000株）を含めて記載しております。

(注2) 辻泰崇氏は辻公認会計士・税理士事務所の代表、TAFコンサルティング(株)の代表取締役、ハンワホームズ(株)の取締役及びサクラテック(株)の取締役を兼務しておりますが、当社はこれらの事務所・企業との商取引関係はありません。

(注3) 辻泰崇氏が取締役に応任され、就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基

づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

- (注4) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載の通りです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査役会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役による業務執行に対する監査及び自社における内部統制システムの整備状況を勘案のうえ、監査職務の円滑な遂行、監査の実効性確保を図る目的として、監査役（社外監査役）1名を増員し、3名の監査体制とするものであります。なお、本議案に関しましては、現任監査役の同意を得ております。

社外監査役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	吉松 克則 (1961年4月13日) 新任	1984年4月 株山口銀行入行	—
		2007年4月 同行今浦支店長	
		2010年1月 同行唐戸支店長	
		2012年4月 同行光支店長	
		2015年6月 ワイエム証券(株)取締役監査等委員就任	
		2025年6月 ワイエム証券(株)取締役監査等委員退任	
		社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要	
		地方銀行において支店長を歴任し、また、証券会社において監査等委員を務めるなど、豊富な実務経験を通して財務・会計等の知見や幅広い見識と豊富な経験・知識を有しており、業務執行の監査を行うのに適任であると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。	

- (注1) 吉松克則氏が監査役を選任され、就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

- (注2) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載の通りです。上記の候補者が監査役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役の報酬等の額の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年8月29日開催の第12回定時株主総会において、年150百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は第3号議案「取締役4名選任の件」に記載の通り、取締役会の一層の強化・充実を図り、取締役による業務執行に対する監督強化及び経営の透明性・公正の向上を図ることを目的に社外取締役1名の増員を提案しております。現在の取締役は3名（うち社外取締役0名）ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役4名（うち社外取締役1名）となります。

つきましては、取締役の報酬額（年額150百万円以内）は変更せず、社外取締役の報酬額を増額し、年額180百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとし、その配分方法は取締役会に一任することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

第6号議案 監査役の報酬等の額の件

当社の監査役の報酬等の額は、2025年8月29日開催の第12回定時株主総会において、年10百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は第4号議案「監査役1名選任の件」に記載の通り、当社が監査役会設置会社へ移行することに伴い、取締役による業務執行に対する監査及び自社における内部統制システムの整備状況を勘案のうえ、監査職務の円滑な遂行、監査の実効性確保を図る目的として、監査役（社外監査役）1名の増員を提案しております。現在の監査役は2名（うち社外監査役2名）ですが、第4号議案が原案通り承認可決されますと、監査役3名（うち社外監査役3名）となります。

つきましては、監査役が1名増員となり、常勤監査役1名・非常勤監査役2名の体制となることから、監査役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、その配分方法は、第2号議案が原案通り承認可決されることを条件として、監査役会に一任することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

以上